

青森県国民健康保険運営方針の概要

青森県国民健康保険運営方針について

- 目的：国民健康保険の安定的な財政運営及び国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進
- 根拠規定：国民健康保険法第82条の2
- 計画期間：6年間（令和6年4月～令和12年3月）
- ※ 青森県国民健康保険運営方針（平成29年12月25日策定、令和3年2月8日改定）は、対象期間を令和3年度から令和5年度の3年間としているため、令和5年度において運営方針に基づく取組状況の検証を行い、令和6年度以降に向けての見直しを行った。

青森県国民健康保険運営方針の体系

構成

概要

1 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

- 被保険者数及び世帯数の状況
- 医療費の動向と今後の見通し
- 国民健康保険財政の状況と財政運営の基本的な考え方
- 赤字解消又は削減の取組
- 財政安定化基金
- 国民健康保険事業におけるPDCAサイクルの推進

2 市町村における保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化

- 市町村の保険料等の現状
- 保険料水準統一についての方向性
- 納付金の算定方法
- 標準保険料率

3 市町村における保険料の徴収の適正な実施

- 収納率及び収納対策等の状況
- 収納率向上に向けた取組

4 市町村における保険給付の適正な実施

- レセプトの審査及び点検
- 第三者行為求償事務の取組
- 保険医療機関等への指導及び診療報酬等の返還事務
- 療養費の支給の適正化
- 高額療養費の取扱い

5 医療費の適正化の取組

- 健康の保持の推進
- 医療の効率的な提供の推進

6 市町村が担う国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進

- 保険者事務の取組
- 市町村事務処理標準システム
- 保健事業の取組
- マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る取組

7 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関係施策との連携

- 保健・医療・介護・福祉等に関する各種計画との連携
- 市町村の役割
- 市町村に対する県の役割と支援